

通年誘客に向けた観光バス利用促進事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 通年誘客に向けた観光バス利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）及び秋田県観光文化スポーツ部誘客推進課関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 県内への団体旅行に係る貸切バスの料金の一部を助成する事業に要する経費を補助することにより、物価高騰等により厳しい経営環境にある県内バス事業者を支援する。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金交付対象者は、公益社団法人秋田県バス協会（以下「バス協会」という）とする。

2 バス協会は、県からの補助金を原資として、県内の貸切バス事業者（以下「バス事業者」という）に対し、次条に定める運行に係る費用の助成を行うものとする。

(助成対象事業等)

第4条 助成の対象となる運行は、旅行事業者が主催する県内の貸切バスを利用した旅行のうち、別に定める秋田県内の観光施設を2箇所以上周遊するものとする。

(助成額及び限度額)

第5条 バス協会が事業者に助成する額は、バス1台1日あたり、貸切バスの運行費用2分の1以内とし、50,000円を上限とする。

(交付申請及び交付決定)

第6条 バス協会は、補助金の交付を受けようとするときは、事業実施計画書（要綱様式第2号）及び収支予算書（要綱様式第3号）を添付のうえ、補助金交付申請書（要綱様式第1号）により申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定（要綱様式第7号）し、バス協会に通知する。

(概算払)

第7条 バス協会は、交付決定額を限度として、補助金等概算払請求書（要綱様式第12号）により概算払いを請求することができる。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第8条 バス協会は、当該補助金の交付決定後、事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、交付条件等変更承認申請書（要綱様式第4号）により、事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（要綱様式第5号）に必要書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告及び額の確定等)

第9条 バス協会は、事業完了後、速やかに補助事業実績報告書（要綱様式第10号）及び収支精算書（要綱様式第11号）を提出しなければならない。

- 2 知事は、実績報告書を審査し、適当と認めた場合は交付すべき補助金の額を確定する。
- 3 バス協会は、本事業に係る証拠書類を事業完了年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 4 知事は、必要があると認めるときは、バス協会又はバス事業者に対し、運行記録等の関係書類の提出を求め、又は現地調査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要領は、令和8年3月2日から施行する。